

## 申し入れ書

2020年4月28日

京都地方裁判所所長様

京都地方裁判所刑事総務勾留係様

「労働組合つぶしの弾圧を許さない実行委員会」代表 樋口万浩  
(大阪市港区築港1-12-27大阪港湾労働会館)

全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部の労働組合活動について、貴裁判所で審理中の(令(わ) 814、940、1105号)の武建一さん、湯川裕司さん勾留の即時取消及び保釈について申し入れます。

武さんが勾留されている大阪拘置所では新型コロナウイルスの所内感染が拡大しており危険な状態です。4月15日の報道では刑務官5名の感染、自宅待機132人とあります。武さんは高齢であり、拘置所内で疾病を発症したと聞いています。勾留は2年近くに及んでおり、免疫力の低下は当然で、このままの長期勾留は生命の危機を招きかねません。湯川さんも同様です。二人は幾つかの事件で起訴されていますが、大阪地裁、大津地裁は保釈を認めており、貴裁判所だけが勾留を続けています。2年に及ぶ長期拘禁となっています。国際法にも抵触する不当な拘禁です。特に武さんに対しては、大阪拘置所と京都拘置所の往復移送されるという負荷のかかる処置がおこなわれています。このことが彼の心身に与える影響を考えると許されない重大な人権侵害です。

この起訴事案は憲法28条に基礎をもつ労働組合活動を理由にした不当逮捕・起訴事案であり、労働法学会の有志からも抗議が発せられ、雑誌「世界」でもこの問題の不当性への警鐘が毎回取り上げられ戦後最大の労働運動弾圧事件とも言われ、社会問題となっています。それらのことから長期拘禁は許されず、勾留取消及び保釈の即時の決断を求めます。

- 一、 武建一さん、湯川裕司さんに対し直ちに勾留取消及び保釈を決定せよ。
- 二、 貴裁判所は、二人の健康状態を正確に掌握し、健康保持のための必要な措置を速やかに行うこと。

以上